

## リサイクル燃料備蓄センターに関する県民説明会（青森市会場） 議事録

### 1. 日 時

令和6年7月2日（火） 15:00～17:15

### 2. 場 所

リンクステーションホール青森 4階 中会議室

### 3. 出席者

#### ○国

経済産業省資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課 皆川課長  
原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 核燃料施設審査部門 田中管理官補佐

#### ○事業者

リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長  
東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役  
日本原子力発電株式会社 牧野取締役副社長  
電気事業連合会 藤本専務理事

#### ○県

宮下知事、坂本環境エネルギー部長、豊島危機管理局長

### 4. 提出資料

- 資料1 「リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵について」  
(リサイクル燃料貯蔵株式会社)
- 資料2 「リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料の搬入・搬出について」  
(東京電力ホールディングス株式会社)
- 資料3 「原子燃料サイクルの取組について」 (電気事業連合会)
- 資料4 「核燃料サイクル政策について」 (経済産業省)
- 資料5 「リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況について」 (原子力規制庁)
- 資料6-1 「リサイクル燃料備蓄センターに係る安全協定書(案)の概要について」  
(青森県)
- 資料6-2 「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書(案)」 (青森県)
- 資料6-3 「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則(案)」 (青森県)

### 5. 参加人数

80名 (マスコミ約20名含む)

Zoom 視聴者 最大接続数 93名

## 6. 議事録

### 【司会】

本日はお忙しい中、リサイクル燃料貯蔵センターに関する県民説明会に御参加いただきましてありがとうございます。

初めに、本日の進め方についてお知らせさせていただきます。本日は、お配りの資料を基に、まずは国、事業者、県から説明を行い、説明後、休憩を10分程度挟みますので、本日の説明する内容に対する御意見等があれば、休憩時間の終了までに説明資料の中に入れております御意見用紙、こちらの方に記入していただき、お近くのスタッフまで提出をお願いいたします。なお、御意見は御意見用紙1枚につき、1つの意見を記入していただくようお願いいたします。また、用紙が足りない場合はお近くのスタッフにお申し付けください。皆様からいただいた御意見につきましては、後ほど私の方から紹介させていただき、質問などにつきましては、該当する機関から回答させていただきます。全体で2時間程度を予定しております。円滑な進行に御協力くださるようよろしくお願いいたします。

続きまして、会場内にも掲示しておりますが、いくつかの注意事項をお知らせいたします。会場内にはプラカード、旗類は持ち込まないようにしてください。2つ目として、会場内でのビラ等の配布は行わないでください。3つ目として、発言者への声がけ等は謹んでください。4つ目として、携帯電話はマナーモードにするなど、音が出ないように設定してください。5つ目として、その他進行を妨げるような行為はしないでください。以上につきまして、従えない場合は退場していただく場合があることを御了承ください。

また、お配りした資料の中の方にアンケート用紙を同封しておりますので、お帰りの際には、受付の方に提出して下さるようお願いいたします。

お知らせは以上です。

それではただいまからリサイクル燃料備蓄センターに関する県民説明会を開催いたします。はじめに、本日の出席者を御紹介いたします。まず、国からは経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部、原子力立地核燃料サイクル産業課長 皆川重治です。続きまして、原子力規制庁原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部管理官補佐 田中秀樹でございます。県からは、環境エネルギー部長 坂本敏昭です。続きまして危機管理局長 豊島信幸です。次に、事業者からは、リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長 高橋泰成です。続きまして、東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠です。続きまして、日本原子力発電株式会社取締役副社長 牧野茂徳です。続きまして、電気事業連合会専務理事 藤本淳一です。

それでは説明に入らせていただきます。初めに、リサイクル燃料貯蔵センターにおける使用済燃料の貯蔵について、リサイクル燃料貯蔵株式会社から御説明をお願いいたします。

### 【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

リサイクル燃料貯蔵株式会社の社長の高橋でございます。本日はお忙しい中、リサイクル燃料備蓄センターに関する県民説明会の方にお越しくさいますして誠にありがとうございます。弊社は現在、事業開始に向けて安全最優先で取り組んでいるところでございますが、本日の説明会に当たりまして、改めて弊社事業に関しまして御説明申し上げます。失礼ですけど、ここから着座にて説明の方させていただきます。

まず、お手元の資料の目次の次、2ページ目の会社概要を御覧ください。弊社は2005年11月に東京電力ホールディングス株式会社と日本原子力発電株式会社の出資により、2社の原子力発電所から発生する使用済燃料、弊社ではリサイクル燃料と呼んでおりますが、これを再処理するまでの間、中間貯蔵するために設立された会社でございます。

3ページ目の会社設立までの主な経緯を御覧ください。2000年11月にむつ市から東京電力株式会社に対し、立地可能性調査の御依頼を頂戴してから具体的な検討が始まり、2003年6月

にむつ市長から誘致表明、2004年2月に東京電力株式会社から青森県並びにむつ市に対する立地協力をお願い、その後、青森県やむつ市における様々な御議論や御検討を経まして、2005年10月に青森県並びにむつ市と東京電力株式会社、日本原子力発電株式会社との間で「使用済燃料中間貯蔵に関する協定」を締結し、2005年11月21日に弊社が設立されました。

4 ページ目を御覧ください。リサイクル燃料備蓄センターのイメージ図です。2棟建設する予定ですが、こちらは1棟目のイメージ図になります。使用済燃料は金属キャスクに収納して、原子力発電所から輸送され、再処理されるまでの間、ここで貯蔵いたします。

5 ページ目を御覧ください。金属キャスクを貯蔵している間の冷却は、空気の自然対流により行うため、電源は必要ございません。放射性物質は金属キャスク内部に密封されており、外部への放出はありません。また、国の「原子力災害対策指針」では、避難等が必要となる原子力災害対策重点区域の設定を要しない施設に区分されております。

6 ページ目を御覧ください。施設の規模と貯蔵期間について御説明申し上げます。まず、施設の規模ですが、最終的な貯蔵量は5,000トンウランです。1棟目の3,000トンウラン規模の貯蔵建屋は既に完成しており、今後2棟目を建設いたします。貯蔵期間については、建屋ごとに最長50年間となります。資料右側の緑色と茶色の2つの台形につきましては、それぞれ1棟目と2棟目の貯蔵量の推移をイメージしたものです。緑色の図を御覧ください。最初の金属キャスクが1棟目の貯蔵建屋に運び込まれた時点で事業開始となり、最長50年間の貯蔵が始まります。金属キャスクは1棟目の上限である3,000トンウランに到達するまで搬入されます。

また、最初の金属キャスクが運び込まれてから50年目までには全ての金属キャスクは貯蔵建屋から搬出するように計画します。従って、一定の貯蔵期間が経過した後、金属キャスクの搬出が開始されるため、貯蔵量が減少します。この台形はこうした貯蔵量の推移を表しております。茶色の図は、2棟目の貯蔵量の推移のイメージです。1棟目と同様に最初の金属キャスクが2棟目の貯蔵建屋に運び込まれた時点から、最長で50年間の貯蔵を行います。

7 ページ目を御覧ください。平成17年に締結した使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書の一部を抜粋したものです。第1条第1項(1)で、使用済燃料の貯蔵建屋の使用期間は50年間とすると規定しております。また、(2)では、使用済燃料の貯蔵容器、すなわち金属キャスクの貯蔵期間は50年間とすること、ただし、容器の貯蔵期間の満了の到来前において建屋の使用期間が到来した場合にあっては、当該使用期間の到来をもって貯蔵期間は満了すると規定しております。さらに、(3)では、使用済燃料は貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出すると規定しております。第2項では、東京電力株式会社と日本原子力発電株式会社は、新法人、つまりリサイクル燃料貯蔵株式会社に対してもこの内容を遵守させるものとしております。弊社、この協定の内容をしっかりと遵守して事業に取り組んでまいります。

8 ページ目を御覧ください。向こう3ヶ年の当面の貯蔵計画について御説明いたします。今年3月、東京電力ホールディングス株式会社より、当面の搬出計画が示されたことを受け、向こう3ヶ年の貯蔵計画を策定いたしました。この計画は、2024年3月27日、青森県宮下知事、丸井県議会議長及びむつ市山本市長、富岡市議会議長へ御報告し、同日付で原子力規制委員会に貯蔵計画の変更届出を行うとともにプレス発表をいたしました。具体的には、今年度上期に1基を搬入し、2025年度下期に2基、2026年度上期に3基、下期に2基、合計8基の金属キャスクを貯蔵する計画です。搬出元は東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所からになります。なお、中長期的な計画につきましては、まずは安全を最優先に、1棟目の事業開始に向けた取り組みに最大限注力してまいります。また、2棟目の建設を含む5,000トンウランの計画につきましては、親会社である東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社と必要な検討を進め、適切な時期にお示しさせていただきたいと考えております。

9 ページ目を御覧ください。事業開始までの主な工程について御説明いたします。3月に宮下知事、丸井県議会議長と山本市長、富岡市議会議長に貯蔵計画を御説明した際に、2024年度

第2四半期の事業開始を目標にすることをお伝えいたしました。新規制基準に基づく安全対策工事は本年3月末までに完了しております。事業開始後に使用する様々な設備に対しては、まずは事業者自身が使用前事業者検査を行い、規制庁が内容を確認いたします。今後運ばれてくる金属キャスクに係る使用前事業者検査が最後の検査になりますが、これ以外の検査の完了の終了時期につきましては、お手元の資料では6月には終了見込みとなっておりますが既に完了しております。試験使用に係る設備の使用前事業者検査が適切に行われたことが確認されると、原子力規制委員会から試験使用承認書を受領しますが、こちらにつきましても昨日7月1日に受領しております。安全協定締結後に柏崎刈羽原子力発電所から金属キャスクがリサイクル燃料備蓄センターに搬入された後に、金属キャスクに関わる最終の使用前事業者検査を行い、原子力規制委員会から使用前確認確認証の交付を受け、事業開始となります。なお、核物質防護の観点から輸送に関わる一切の情報は事前に公表することができませんが、移送が終了し次第、公表させていただきたいと考えております。弊社事業開始に向けて、引き続き安全を最優先に取り組んでまいりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、弊社からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

#### 【司会】

それでは次に、リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料の搬入搬出について東京電力ホールディングス株式会社から御説明をお願いいたします。

#### 【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力ホールディングス株式会社青森事業本部長の宗でございます。本日はお忙しい中、足をお運びくださり、誠にありがとうございます。

それでは、当社及び日本原子力発電株式会社を代表して資料に基づき、リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料の搬入・搬出について御説明をさせていただきます。恐縮ですが、以降は着座にて失礼いたします。

まず、右上1ページを御覧ください。初めに、当面3ヶ年のリサイクル燃料貯蔵の貯蔵計画、すなわち当社並びに日本原子力発電の搬出計画について御説明いたします。ただいまの説明にもありましたとおり、本年3月、当社において表のとおり至近3ヶ年分、計8基の使用済燃料搬出計画を策定いたしました。この計画は、現時点におけるキャスクの製造、納入計画と当社の柏崎刈羽原子力発電所からの搬出輸送などに関わるオペレーションなどを踏まえて策定をしたものです。なお、日本原子力発電株式会社につきましては、現在、キャスク導入に係る設工認、すなわち設計及び工事の計画の認可の変更認可の申請準備中ですので、その認可後に改めて搬出計画を策定する予定です。また、全体の貯蔵容量5,000トンウランを展望した中長期的な計画につきましては、日本原子力発電株式会社とともに、キャスク調達の見通しや使用済燃料に係る発電所の運用方針などについて検討を進め、まとめ次第、適切な時期にお示しいと考えております。

続いて2ページを御覧ください。リサイクル燃料備蓄センターへの搬入・搬出のオペレーションについて御説明をいたします。下の図を御覧ください。原子力発電所からリサイクル燃料備蓄センターへの搬入については、専用の運搬船によって海上輸送し、むつ側の港にて陸揚げをし、専用の輸送車両での陸上輸送により貯蔵建屋に運び込みます。輸送には、輸送後に燃料を詰め替えることなく、そのまま貯蔵できる輸送貯蔵兼用の金属製のキャスクを使用します。発電所において、キャスク内部に使用済燃料を入れ、輸送に向けた各種検査を行った上で、発電所の港において運搬船に積み込みます。海上輸送後、むつ側の港にてキャスクを積み降ろし、陸上輸送をいたします。キャスクの搬入後、リサイクル燃料備蓄センターにおいて、一定期間中間貯蔵を行った後、再処理施設に向けて搬出を行います。搬出時は、搬入時とは逆にむつ側

の港まで陸上輸送をし、運搬船に積み込んで再処理施設の港まで海上輸送をいたします。

続いて3ページを御覧ください。使用するキャスクの概要について御説明をいたします。キャスクの内部には、使用済燃料から出る中性子を吸収するホウ素が添加された金属製のバスケットが格子状に配置されており、この格子内に使用済燃料を収納します。キャスクには安全に輸送貯蔵ができるよう、右側に示す四つの安全機能、すなわち使用済燃料の崩壊熱を除去する除熱機能、放射線を遮へいする遮へい機能、放射性物質の閉じ込め機能、さらにいかなる場合にも臨界すなわち核分裂の連鎖反応が持続的に続く状態になることを防ぐ臨界防止機能が求められ、国際基準とも整合した国の基準に整合するよう設計をいたします。

続いて4ページを御覧ください。キャスクは今申し上げた機能が輸送時に確実に確保されるよう、通常時に加え、事故を想定した状態でも必要な構造強度を保てるように設計をしています。具体的には、交通事故による衝撃火災などを想定し、そのような場合にも必要な機能が維持されるよう設計し、図に示すように9メートルの落下試験、800度の耐火試験といった条件で評価を行い、その機能を確認しております。

続いて5ページを御覧ください。使用済燃料運搬船は一般貨物船と比較して、構造面、設備面で様々な配慮を行っております。具体的には、最新鋭の安全航行設備、複数のレーダーなどを備え、他の船舶との接近衝突を防止する他、万一の座礁や衝突に備え、船底及び船の側面を二重船殻構造にするとともに、衝突に耐える強化構造としております。これにより、キャスクを積載するスペースを保護するとともに、外郭の一部に損傷が生じたとしても安定させることが可能となっています。キャスクの積載スペースは非常時でも、キャスクを冷却するための輸送物冷却装置や非常電源を多重的に備えております。その他、火災探知装置や消火装置などの消防設備や非常時に水を注入する装置も備えております。なお、輸送に当たっては、六ヶ所再処理工場などへの使用済燃料輸送、これまで数十年にわたり安全に行ってきた経験を踏襲しつつ、今後も安全最優先で対応をまいります。

続いて6ページを御覧ください。荷役、すなわちキャスクの積み込み、積み下ろしにおいて、100トンを超える重量物を扱う作業となりますので、事前に船側と陸側との手順などの調整、作業上の留意事項の周知や連絡体制を整備いたします。また、作業区画を設定して、関係者以外を立ち入り禁止とし、気象や海の情報などを逐次確認をしつつ、安全第一での作業に努めます。陸揚げされたキャスクを陸上輸送する際は、伴走車を配置し、徐行運転で輸送をいたします。また、車両火災に備え、伴走車には初期消火活動や放射線測定などの資機材を配備しています。以上のように、港における作業及び陸上輸送に当たっても、安全第一での作業に努めます。

続いて7ページを御覧ください。輸送における安全をしっかりと確保するため、様々な訓練なども重ねております。リサイクル燃料備蓄センターの初回の輸送に向けては、これまでに港湾内での運搬船の針路や岸壁接岸位置の確認、キャスク取扱設備等の使用確認、積み下ろしや陸上輸送訓練などを行い、作業の習熟を図っております。また、年に1回以上地震津波を想定した緊急離岸訓練を実施し、緊急時の対応力向上にも努めております。これまで御説明したとおり、キャスクや運搬船には厳しい安全設計を施しておりますが、そうしたハード面だけに頼るのではなく、様々な訓練を継続的に行い、万一異常が生じた際にも安全を確保できるよう当社の責任のもと、関係者全員が安全第一での輸送に努めてまいります。

最後になりますが、RFSの中間貯蔵施設は、使用済燃料を再処理工場に搬出するまでの間、一時的に保管するための施設です。その貯蔵期間は、建屋ごとに最大で50年とすることを平成17年に締結させていただいた立地協定にも明記をさせていただいており、その期間内に使用済燃料をその時点で稼働している再処理工場に搬出してまいります。具体的には、貯蔵期間が満了する50年より前の段階から再処理工場に順次搬出を進めていき、50年までに全ての搬出を完了いたします。このような形で、国の基本的方針である原子燃料サイクルを具体的に進めていくことが重要であると考えております。

引き続き、RFS、日本原子力発電とともに安全を第一に事業を進めてまいりますので、今

後とも御理解を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

**【司会】**

それでは次に、原子燃料サイクルの取組について、電気事業連合会から御説明をお願いいたします。

**【電気事業連合会 藤本専務理事】**

電気事業連合会の藤本でございます。まず、青森県の皆様におかれましては、日頃から電気事業に対して御理解を賜るとともに、本日は私どもの取組について、このような説明の機会をいただきましたこと、お礼を申し述べさせていただきます。

私からは、原子燃料サイクルの早期確立に向けた事業者の取組について御説明をさせていただきます。この後は着座にて失礼させていただきます。

まず、資料、右肩の1ページ目を御覧いただければと思います。私どもは六ヶ所再処理工場、MOX燃料工場のしゅん工及びしゅん工後の安定操業は、原子燃料サイクル確立に向け、極めて重要と認識しておりまして、電力各社の知見、経験を活用し、オールジャパン体制で日本原燃を支えるべく対応しているところでございます。

次のスライドを御覧いただきたいと思ひます。資料右肩2ページ目でございます。電気事業連合会では、現地で確認いたしました問題点を踏まえた対策としまして、2022年9月にサイクル推進タスクフォースを設置し、日本原燃の上層部と連携した上で、マネジメントと技術の両面で支援する仕組みを構築しており、設工認に係る作業の体制や、プロセスが改善していると考えております。

次のスライドでございます。右肩3ページ目でございます。再処理工場しゅん工に向けた電力の支援状況について御説明をいたします。これまで電力各社の審査経験者などを中心に支援体制を強化してきておりまして、4月末時点では約100名の支援者が日本原燃と一体となり、対応をしているところでございます。至近におきましては、プロジェクトマネージャーを1名技術的論点の説明や進捗管理など審査対応を牽引するステアリングチームとして4名、そのステアリングチームと各施設課などの繋ぎ役となります実務者23名を派遣しているところでございます。

今後も引き続き電力各社、メーカー、ゼネコンの力を結集いたしまして、オールジャパン体制で日本原燃を支えてまいる所存でございます。私からは以上でございます。

**【司会】**

それでは、次に核燃料サイクルについて、経済産業省から御説明をお願いいたします。

**【経済産業省資源エネルギー庁 皆川課長】**

経済産業省資源エネルギー庁原子力立地核燃料サイクル産業課長の皆川でございます。本日はこのような御説明の機会をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。私からは、国の進める核燃料サイクル政策について、資料に沿って御説明させていただきます。ここからは恐縮ながら着座にて失礼いたします。

まず、核燃料サイクル政策の全体像です。右下にございますページ数3ページを御覧ください。エネルギーの安定供給と脱炭素社会実現の両立に向けて、原子力発電の安定的な利用には、核燃料サイクルの推進が不可欠です。エネルギー政策の基本的な方向性を示すエネルギー基本計画におきましては、一貫して使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウムなどを有効活用する核燃料サイクルの推進を、国の基本的方針と位置づけてございます。2021年10月に閣議決定しました第6次基本計画におきましては、核燃料サイクルについて、高レベル放射性廃

棄物の減容化、有害度の低減、資源の有効利用等の観点から、関係自治体や国際社会の理解を得ながら引き続き推進することが重要としてございます。また、再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物についても国が前面に立って最終処分に向けた取り組みを進めることとしております。

4 ページを御覧ください。核燃料サイクルの確立に向けては六ヶ所再処理工場、MOX燃料工場のしゅん工、プルトニウムバランスの確保、使用済燃料対策の推進が重要です。加えて、高レベル放射性廃棄物の最終処分にもしっかりと取り組んでいく必要がございます。

5 ページを御覧ください。こうした核燃料サイクルの推進の上では、青森県との関係が極めて重要であると考えてございます。国と電気事業者は、これまで青森県の御理解と御協力のもとで、むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設、六ヶ所村の原子燃料サイクル施設などの建設を進めてまいりました。国としましては青森県に、国のエネルギー政策に長年御協力いただいていたことに深く感謝申し上げるとともに、引き続き県との関係を尊重いたしまして、今後とも十分な御理解御協力をいただきつつ政策を進めていく必要があると考えてございます。

6 ページを御覧ください。青森県との、こうした関係の重要性に鑑みまして、県と政府の協議の場として核燃料サイクル協議会を開催してきてございます。昨年8月に開催いたしました第13回協議会におきましては、宮下知事から地域と原子力施設の共生に向けた方策を検討するための会議体の設置について御要請をいただき、経済産業大臣が早期の設置を回答いたしました。また、官房長官からは、政府として核燃料サイクル政策を推進していくこと、青森県を最終処分地にしない旨の約束は、現内閣でも継承している、といったことを申し上げました。

7 ページを御覧ください。協議会での宮下知事の御要請を受けまして、経済産業省では、国と県、立地自治体、事業者が一堂に会しまして、有識者にも御参加いただく形で共創会議を立ち上げてございます。昨年11月に第1回を開催、更に今月1日、昨日でございますが、第2回を開催いたしました。昨日の第2回におきましては、これまでの議論を踏まえまして、安全安心の確保を前提として原子力施設と共生する地域など、立地地域の目指す将来像を5項目加えまして、取り組みの基本方針について素案を提示させていただきました。今後こうした議論を踏まえて具体的な取り組み内容を示す工程表の策定に向けて引き続き検討を進めてまいります。

続きまして再処理施設とプルサーマルの御説明に参ります。9 ページを御覧ください。核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場、MOX燃料工場については、いずれも2020年に基本設計に当たる事業変更許可、2022年に詳細設計に至る設工認の第1回認可を取得し、しゅん工に向けたプロセスを進めてございます。

10 ページを御覧ください。六ヶ所再処理工場の審査検査対応は、原子力発電所と比べ、いわゆる一品もので審査前例がなく、また物量が極めて多く、例えば設備数が発電所の6から7倍といった特有の難しさがあると承知してございます。そうした中、日本原燃株式会社に加え、電力、メーカー、ゼネコンの知見も総結集するべく約400名が同社内の体育館に一堂に会して審査、検査の対応を行われていると承知しておりまして、政府も更なる取り組み強化に向けて産業界をしっかりと指導してまいります。

11 ページを御覧ください。使用済燃料の再処理により取り出されたプルトニウムはMOX燃料に加工し、既存の軽水炉で燃料として利用いたします。これをプルサーマルと呼んでございます。国といたしましては、プルサーマルを推進することで、再処理で回収されるプルトニウムを有効利用し、かつ国際的な約束であります国全体でのプルトニウムバランスを確保するといった方針で取り組んでまいります。

12 ページを御覧ください。現在、全国で4基の発電所でプルサーマルを実施しております。電気事業者が策定したプルサーマル計画では、2030年度までに少なくとも12基でプルサーマルを実施する計画としてございます。

続きまして、使用済燃料対策の御説明に参ります。14 ページを御覧ください。全国の原子力

発電所の現状です。現在 12 基が稼働しており、5 基が設置変更許可を受けているといった状況です。

15 ページを御覧ください。発電所の運転に伴いまして、使用済燃料が発生いたしますが、これを再処理工場で再処理するまでの間、安全に貯蔵する必要があります。まずは、発電所の使用済燃料プールで保管いたしますが、この貯蔵割合は全国平均で 8 割を超えており、安定的な原子力利用の上で使用済燃料対策、すなわち使用済燃料の貯蔵能力の拡大は大きな課題でございます。

16 ページを御覧ください。国のエネルギー基本計画においても、使用済燃料対策の重要性を明確に位置づけております。すなわち、使用済燃料の貯蔵能力の拡大は、対応の柔軟性を高め、中長期的なエネルギー安全保障に資するものとして、中間貯蔵施設などの建設・活用を促進するという方針を明示しております。

17 ページを御覧ください。こうした国の方針を踏まえまして、電気事業者では使用済燃料対策推進計画を策定し、相互連携のもとで、貯蔵能力の拡大に取り組まれています。その中で最も大きな取組が、東京電力株式会社と日本原子力発電株式会社が設立したリサイクル燃料貯蔵株式会社が、むつ市で建設中の中間貯蔵施設です。その他の事業者も発電所敷地内での乾式貯蔵施設の設置などそれぞれの取組を進めており、事業者全体では 2020 年代半ばに半ば頃に 4,000 トンウラン、さらに 2030 年頃に 2,000 トンウラン、合計 6,000 トンウラン程度の対策を目指す計画としています。この計画をしっかりと実現していくことが今後の安定的な原子力発電所の利用の上で不可欠と考えてございます。国としても、エネルギー政策への御理解をいただくため事業者とともに前面に立って主体的に取り組んでまいります。最後に中間貯蔵と再処理に関しまして、主な論点に関する見解というものをまとめさせていただいております。

19 ページを御覧ください。1 つ目が中間貯蔵施設の使用済燃料の搬出先についてです。先ほど申し上げたとおり、我が国では核燃料サイクルの推進を基本の方針として明示してございます。これに従いまして、中間貯蔵施設の使用済燃料についても、搬出時に稼働している再処理施設において再処理が行われることを想定してございます。2 点目が六ヶ所再処理工場がしゅん工していない中で、中間貯蔵施設が使用済燃料の永続的な保管先になるのではないかといたした御懸念についてです。中間貯蔵施設は再処理工場に搬出するまでの間、一時的に乾式貯蔵により管理するものでありまして、一定期間の後には使用済燃料は必ず搬出をされます。

また、六ヶ所再処理工場についても、先ほど申し上げたとおり、しゅん工に向けたプロセスが進捗をしています。政府としても産業大での更なる人材確保を指導するなど、事業者と一体でしゅん工に向けた取組を進めております。

最後に国といたしましても、安全性の確保を大前提として、エネルギーの安定供給と脱炭素社会の実現に不可欠な核燃料サイクルの確立に向け引き続き全力で取り組んでまいります。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

## 【司会】

それでは次に、リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況につきまして、原子力規制庁から御説明をお願いいたします。

## 【原子力規制庁 田中管理官補佐】

原子力規制庁核燃料施設審査部門の田中です。私の方からはこれまでの R F S に対します規制活動の取組みといたしまして安全審査等につきまして説明をさせていただきます。恐縮ですがこれから座った形で説明させていただきます。

資料 3 ページ目を御覧ください。まず、安全審査についてですけれども、2020 年の 11 月 11 日に新規制基準適合性審査としての事業の許可をした後に、標準応答スペクトルの考慮、そして金属キャスクの追加等の変更申請について許可をしております。また、この「2.」以下に



あります後続規制の設計及び工事の計画の認可、更に保安規定の認可をしております、現在検査を実施しているところでございます。

次に審査の主要な点について説明をいたします。資料 5 ページを御覧ください。まず、この R F S 施設の特徴ですけれども、こちら左の図にありますように、使用済燃料をキャスクというこの金属容器に収納した状態で蓋の開封をしないで長期間貯蔵するという施設でございます。そのため、再処理施設のようにキャスクから燃料を取り出し、その後何らかの処理をするような施設はないということから、この上の四角に書いてあるような審査事項、閉じ込め、遮へい、臨界防止、除熱について全てこのキャスクが負担、担保するという形になってございます。このようなことから、このキャスクの安全性確認というのは非常に重要なポイントとなっております。また、このキャスクを建物に収納するということが安全性を確保していることでもありますので、キャスク自体の安全性の確保をすると同時に、キャスクの安全性を阻害するような事象、地震ですとか、津波、竜巻、火災等これらの事象によって、キャスクが健全性を損なうことがないということの確認も重要なポイントとなっております。

続きまして、資料 7 ページを御覧ください。この主要な確認事項のうちの 1 つですけれどもキャスクの安全性を確認する重要な項目の最初にありますが、いかなる事態を想定しても臨界が発生をしないこと、このページの上の方です。下の方にいきますと、法令限度以下にこの放射線量を抑えること資料 8 ページでは、放射性物質をキャスクから外部に漏らさないこと、更に発熱して使用済燃料が入っておりますので、この使用済燃料から発生する熱によってキャスクが損傷しないことを確認しています。こうした臨界をさせないこと、放射線を遮へいすること、またその放射性物質を閉じ込めること、除熱というのが長期にわたって維持ができることということにつきまして、キャスクの構造、材料などについて許可の審査で確認をし、その具体的な設計については、設計及び工事の計画の認可申請において確認をしています。

また、資料には記載はありませんが、キャスクを R F S に貯蔵するにあたっては、まず原子力発電所において使用済燃料がキャスクに収納され、その後 R F S まで輸送されるという手順になります。各段階におきまして、国が確認を実施するとともに、輸送中の安全確保が求められております。具体的には輸送事故を想定したキャスクの落下ですとか、耐火性、水中に浸かったような状況などに対して、そういう過酷な条件においても耐えられるという設計が求められています。

続きまして、資料の 9 ページから 20 ページにわたってですが、このキャスクの安全性を阻害するような地震、津波、竜巻等について説明をしたいと思っております。まず、これは基本的にこれらの事象に対しては、原子力発電所の審査で求められていることと同様の審査を行っています。

具体的には、まず地震については、資料 15 ページを御覧ください。こちらの敷地周辺の活断層の調査等を踏まえまして最大加速度約 700 ガルという基準地震動が設定されております。

津波については、資料 18 ページを御覧ください。この四角囲いの方にある、青森県が想定します津波高さの 2 倍の 23 メートルの津波というものを想定いたしまして、なおかつその敷地が 7 メートル浸水をするという非常に厳しい条件を仮定しています。

続きまして資料 20 ページを御覧ください。こちらは火山の影響ですけれども、こちら上上の 2 番目の四角に降下火災物とありますが、いわゆる火山灰が 30 センチメートル積もっても貯蔵建屋は耐えられる設計としております。続きまして、その下の竜巻については、最大風速毎秒 100 メートルを、敷地の外部からの火災を受ける影響につきましては、周辺の森林火災ですとか近隣産業施設の火災や爆発等を想定しております、今まで述べたようなこれらの事象に対しまして、キャスクが転倒をしない、津波に流されない、建物が大きく損壊をしない、また影響を受けないなどを許可の審査で確認し、その具体的な設計については設計及び工事の計画認可申請の中で確認をしています。

ただいま御説明したキャスクが地震、津波などに耐えられることの他に、資料 22 ページでは、キャスクの安全性が日常的に確保されているということを確認するために、キャスク内部

の圧力を計測する設備や温度を計測する設備を設けること、次の23ページでは、放射線の測定をする設備を設けること、非常時に通信連絡ができるような通信連絡設備や警報設備を設けること、また、災害時のために体制を整備すること等についても、安全審査の中で確認をしています。

このように事業許可申請や、設計及び工事の計画の認可申請の安全審査においては、設計の方針やその具体的な設計の妥当性、こちらについて確認しており、最終ページの25ページ、現在これらの具体的な施設、設備が設計どおりであること、そして技術基準に適合していることなどにつきまして検査を実施しているところです。また、最終的には金属キャスクが施設に搬入された際には、施設全体の性能検査というものを実施いたします。

原子力規制庁としましては、これまで安全審査を厳格に実施してきております。引き続き厳格な検査、そして監視を行ってまいります。説明は以上です。

#### 【司会】

それでは最後に、リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保および環境保全に関する協定案につきまして、県から御説明いたします。

#### 【青森県 豊島危機管理局长】

青森県危機管理局长の豊島と申します。私の方からは、安全協定書案の内容について御説明させていただきます。着座で御説明させていただきます。

まず目的でございます。今回お示ししております安全協定でございますが、備蓄センターの周辺地域の住民の安全確保、環境保全を図るため、県、むつ市、リサイクル燃料貯蔵株式会社の間で相互の権利義務等を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。今回の協定書でございますが、これまでも協定書を様々締結してございますが、その違いについて、丸で困っている3つほど御説明させていただきます。1つ目は「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書」、いわゆる立地協定と申しますが、こちらの協定書締結者である東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社を協定の立会人に設定することとしております。また、2つ目でございますが、原子力施設の安全確保に関する最新の知見を踏まえた上で、安全性の向上に継続的に取り組むことを記載してございます。3つ目でございます。使用済燃料の貯蔵期間を、本協定においても記載しているというところでございます。

具体的に条文について御説明させていただきたいと思っております。資料6-2で御説明させていただきます。

まず、第1条では、備蓄センターで行う使用済燃料の貯蔵に当たって放射性物質等による周辺地域の住民及び環境に影響を及ぼすことのないよう、関係法令またはこの協定に基づき誠実に遵守し、万全の措置を講ずることを求めています。

第2条では、先ほど申し上げましたとおり最新知見の反映をこちらで規定してございます。

第3条は、住民に対する積極的な情報公開を行い透明性の確保に努めることを求めています。

第4条には、使用済燃料の貯蔵期間を記載してございまして、内容につきましては先ほどRFSから説明がございました立地協定と同じ内容となっております。

次のページでございますが、第5条でございます。第5条には施設の増設、変更、廃止にあたっては、事前に県及びむつ市に了解を取ることを規定してございます。

第6条でございますが、放射性廃棄物の管理にあたり、関係法令に基づき安全確保を図る他必要に応じ適切な措置を講ずること、第7条では県とRFSが行う環境放射線モニタリングを実施することなどについて規定してございます。

次のページをお願いいたします。第10条でございます。第10条では輸送計画、輸送に関する

る安全対策について事前に県とむつ市に連絡すること、第2項では輸送業者に対する安全確認、安全管理上の指導を求めること、また安全問題が生じたときには責任を持ってその処理に当たることについて求めてございます。

第11条では御覧の(1)から(2)にございますような事項について、定期的に文書により報告を求め、第4項にございますが、これを公表するということを規定してございます。

第12条ですが、第12条(1)にございます事故等が発生し、使用済燃料の受け入れを停止したとき、または停止することが必要となったときなどについて、次のページにもございますが、こういった事象が発生した場合は直ちに連絡し、その措置状況を速やかに文書で報告することを求めてございます。その上で第4項にございますが、こうした事態により使用済燃料の受け入れを停止したときは、受け入れの再開につきまして県及びむつ市と協議しなければならない、そして第5項では連絡や報告を受けた事項を公表すると、こういった規定をしてございます。

第13条では第12条に該当しないトラブル事象の対応要領を作り、適切な対応を行うことを求めてございます。

第14条は立入調査のルールについて、そして第15条では、第12条の第1項の規定による連絡があったり、第14条第1項の規定による立入調査を行った結果、住民の安全確保や環境保全を図る必要があると認めるときは、使用済燃料の受け入れの停止、環境放射線等の測定、防災対策の実施等、必要かつ適切な措置を講ずることを求めてございます。この場合であっても、第3項にございますとおり、使用済燃料の受け入れを停止したときは受け入れの再開について県及びむつ市と協議しなければならないとしてございます。

第16条は備蓄センターに起因する損害賠償、第17条は風評によって生じた農林水産物の価格低下その他の経済的損失に関わる補償について規定してございます。

第18条は特別な広報、この特別な広報というのは日常的に行われているような一般的な広報ではなく事故発生など地域住民に周知するための広報を指してございますがその内容や方法について事前に連絡することを規定してございます。

第19条は保守管理等を行う関連事業者に対し積極的に指導監督を行うこととして、関連事業者が問題を生じさせたとき責任をもってその処理にあたることを規定してございます。

次のページをお願いいたします。第21条では関係法令に基づき、原子力災害の発生の防止、原子力災害の拡大の防止そして原子力災害の復旧に関し、必要な措置を講ずる責務を有することを踏まえ、的確かつ迅速な通報体制の整備等防災体制の充実強化に努めることを求めてございます。

最後ですが、第22条ではこの協定に定める事項に違反したときは必要な措置を行うことを求めているということでございます。以上でございます。

#### 【司会】

はい、ありがとうございます。以上で説明の方は終了いたします。それでは10分程度休憩をとります。再開は16時5分からということでお願いいたします。

なお、御質問用紙、御意見用紙については、休憩時の終了までにお近くのスタッフまでお渡しいただけますようよろしくお願いいたします。

#### 【参加者】

質疑応答をさせたらいいんでないの。質疑応答をしたらいいんじゃないの。

#### 【司会】

まず先ほど御説明したとおりに進めさせていただきたいと思います。

【参加者】

質疑応答を取らせればいいんだ。

【司会】

熱い御意見ありがとうございます。

【参加者】

生の声を聴かない、紙に書け、そういうことですね。

【司会】

はい。それでは時間となりましたので再開させていただきます。まず、皆様御意見用紙の提出の方はお済みでしょうか。まだの方は他手を挙げていただければスタッフが取りに参ります。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。それでは、御意見用紙の受け取りは、ひとまず終了させていただき、御意見の紹介に進めさせていただきたいと思います。また、同じ内容の質問意見につきましては、まとめて御紹介させていただくこともありますので、御了承いただければと思います。

まず、1問目でございます。

六ヶ所再処理施設などの他の施設と同様に放射線監視は行われるのでしょうか。リサイクル燃料貯蔵株式会社と県に質問します。

ではお願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。

放射線監視につきましては、弊社では原子力発電所と同様に敷地内にモニタリングポストの方を設置してございます。また、貯蔵建屋内にはエリアモニタを設置して放射線を常時計測しておりまして、こちらの値につきましては監視室で記録されてモニタリングルームで確認できるような形になってございます。

また、モニタリングポストの放射線量の値につきましては事業開始後、弊社のホームページで公開の方させていただき予定でございます。

【青森県 豊島危機管理局長】

はい。では県の方からお答えいたします。

県では県内に立地しております原子燃料サイクル施設や東通原子力発電所の放射線監視として環境放射線モニタリング計画を定めまして、空間放射線量率の測定や環境試料の放射能調査等を行ってございます。

同様にリサイクル燃料備蓄センターにつきましても、環境放射線モニタリング計画を定めまして、平成20年4月から環境放射線モニタリングの事前調査という形で実施しているところでございます。

具体的には、施設から概ね5キロメートル以内を対象とした先ほど申し上げたような空間の測定それから環境試料の放射能測定を行っておりまして、備蓄センターの操業後は平常時のモニタリングという形で継続していくこととしております。

なお、これらの調査結果につきましては学識経験者など構成されてございます青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の方で四半期ごとに評価、確認されてございまして、その内容につきましては新聞広報、または県のホームページ、さらには「モニタリングつうしんあおもり」という県の広報誌を広く活用しながら県民の皆様にお知らせしているところでございます。以上でございます。

【司会】

はい。それでは次の意見に移らせていただきます。

リサイクル燃料備蓄センターは、避難等が必要となる原子力災害対策重点区域を設定する必要がないが、敷地外での防災訓練などを実施する必要はないのか、これにつきましてリサイクル燃料貯蔵株式会社と県の方に質問です。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。

今の御質問にあるとおり弊社の施設は国の原子力災害対策指針において原子力災害対策重点区域、いわゆるPAZですとかUPZ、こちらの設定の必要がない施設とされております。ただし、当社では地震ですとか火災、傷病者の発生ですとか、あと原子力災害などを想定した防災訓練、こちらの方を定期的実施してございます。また、消防計画に基づく消防訓練ですとか火災訓練、こちらの方も実施してございまして、昨年度の実績で言えば、こういったような防災訓練が年に6回、あと消防訓練、火災訓練合わせて年11回程度を実施してございます。

敷地外の防災訓練につきましては、むつ市さんとも連携しながら必要に応じて検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

【司会】

県の方お願いします。

【青森県 豊島危機管理局長】

はい。防災訓練のことについて御説明お答えさせていただきたいと思っております。これまでも原子力事業者と連携いたしまして、また地域の住民の方にも御参画いただきながら様々な原子力防災訓練を県は実施してございます。今後も国や市町村、各電気原子力事業者と連携しながら県内の原子力施設を対象に様々な事案を想定して訓練の実施を検討したいと考えてございます。

こういったことで県としては備蓄センターを対象とした防災訓練につきましても、どのような想定を用いた訓練が適当か、また、どういう形で住民に参画していただけるかなど様々な見地で検討しながら進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

【司会】

はい。それでは次の御意見に移らせていただきます。

次は、むつ市で大地震が発生した場合、施設は大丈夫なのか。リサイクル燃料貯蔵株式会社お願いします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。リサイクル燃料貯蔵でございます。

先ほど規制庁さんの方からも御説明ありましたが、地震に対しても弊社の方事前に申請の方で評価の方を行っております。

具体的には地震が備蓄センター近隣で発生した場合の影響につきましては、事業許可基準に則りましてプレート間地震、海洋プレート内地震、内陸地殻内地震という3種類の地震に基づく震源を特定して策定する地震動、こちらに震源を特定せず策定する地震動を加えまして、最新の科学的・技術的知見を踏まえまして各種の不確かさを十分に考慮した上で評価してございます。こちらに基づき備蓄センターの影響を評価した結果、施設の安全性が損なわれるようなおそれがないということを確認してございます。以上でございます。

【司会】

続きまして、次の意見に移らせていただきます。

リサイクル燃料備蓄センターへ搬入予定の使用済燃料は、貯蔵容器がなくても何ら問題なく安全になりうる期間は何年となるのでしょうか。リサイクル燃料貯蔵株式会社お願いします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

貯蔵容器がなくてもということでございますか。基本的には、弊社に入る使用済燃料は貯蔵容器に密封された状態で発電所から弊社の方に搬入されますので、基本的に貯蔵容器に入っていない状態で、弊社の方に使用済燃料が運び込まれることはございません。

【司会】

それでは次の質問に移らせていただきます。

同じような質問が4つほどありますので、まとめて回答をお願いいたします。最初に運び込むキャスクは10年以上前から何度も車検を取り、今は車検切れの中古キャスクHD P-69Bで、このキャスクを製造したのは日本製鋼所M&E株式会社室蘭製作所です。M&Eは四国電力のキャスク製造等で改ざん、捏造、虚偽記載という不正をしています。事業者と青森県はM&Eをどう評価し、どのように対処する予定ですか。県は、中古キャスクは本当に安全なのですか。これにつきまして、リサイクル燃料貯蔵株式会社と原子力規制庁に質問ということです。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。リサイクル燃料貯蔵株式会社でございます。

今の御質問の件につきましては、2022年の11月に日本製鋼所M&Eが不適切行為を公表したということを受けまして、キャスクの製造メーカーとともに日本製鋼所M&Eに立入調査を行いまして、今回柏崎刈羽原子力発電所からの搬入に使用するキャスクにつきましては不適切な行為がないということを確認してございます。一方、許認可前でございますけれども日本原電向けのキャスクの製造に関しまして、保管中の部材が該当するという連絡を受けました。当該部材につきましては納期までに長期間を要することが想定されるために、キャスクの製造メーカーが先行手配を行っていたものでございます。ただし、この不適切な事象があったということで当該部材につきましては、キャスクには使用せずに再製造することになったことを確認してございます。また、本件を受けまして同社が講じた品質保証体制ですとか、組織風土改革等の再発防止策、こちらにつきましてはキャスク製造メーカーとともに当社の方でも確認してございます。

当社といたしましては、日本製鋼所M&E社は大型鍛造品の製造メーカーとして高度な技術力を有していると考えてございますけれども、同社の再発防止策の履行状況につきましては引き続きキャスクの製造メーカーとともに確認してまいりたいと考えております。以上でございます。

【司会】

はい。それでは次の御意見に移らせていただきます。失礼しました。規制庁よろしく申し上げます。

【原子力規制庁 田中管理官補佐】

原子力規制庁です。

原子力規制庁におきましては、申請者でありますRFSから提出された申請書について、新規制基準への適合性等について審査を行っております。この審査においては、事業者の設計の

妥当性、品質管理の方法等について確認をしています。

申請にあたって、この計算過程や結果等に係る品質保証というのは事業者が適切に実施すべきものでして、規制庁における審査におきましては、事業者において適切に品質管理がなされていることについて確認をしています。

また、R F Sが実施した使用前事業者検査に対して、原子力規制検査を行いまして、今回、四国電力の金属キャスクで判明しました不適切な行為が、R F Sの金属キャスクでは行われていないということを確認しています。

なお、原子力規制検査において、技術基準への不適合等が認められた場合や認可を受けた申請書の定める品質管理方法等によらないで工事を行うとか、そのようなことを確認した場合にはその違反の深刻度を評価いたしまして、それに応じた規制措置を行うこととなります。規制庁からは以上です。

#### 【司会】

はい。それでは次に、次の意見に移らせていただきます。

協定書について、インシデント発生時、補償及び補填について、県や国は基本的にノータッチという認識で問題ないのか。県にお聞きします。

#### 【青森県 豊島危機管理局長】

お答えいたします。備蓄センターの使用済燃料の貯蔵に起因しまして、具体の損害が生じたり、また、風評によって経済的な損失が生じたとき等、先ほど御説明させていただきましたが、そういった場合には被害者が賠償ないし、補償を求めるということになります。基本的にノータッチなのかという話でございますが、県とむつ市はこうした事案が発生した場合には、R F Sが誠意をもって対応するよう求めていくと、こういった姿勢でございます。以上でございます。

#### 【司会】

それでは次の御意見に移ります。

協定書案の最新知見とはどういうものがあるのか、具体的に教えていただきたい。こういう手の説明は事故後には、いつもいつも何度も聞かされてきたが、福島が発生し、トラブルは絶えない。操業開始は延期に次ぐ延期を重ねている状況である、という意見と御質問がありました。

こちらについては県の方に回答を求めています。お願いいたします。

#### 【青森県 豊島危機管理局長】

協定書の第2条の規定の話だと思っております。大変御心配をかけていることからなんだろうとは思いますが、地震や津波といった自然災害などを含めましてこれから様々な新たな知見が得られ、それを改善し、それを安全性の向上に繋げるというような考え方は、国の方でもとっておりますので、そのことにつきまして、しっかりと対応していただきたいということで、こちらに記載しているところでございます。

#### 【司会】

それでは次の御意見に移ります。安全協定の中で、東電と日本原電が立会人となっているが、キャスクの所有と損害賠償のみR F Sだが、それ以外の使用済燃料キャスクの調達、キャスク審査、キャスク提供、搬出の責を負う東電が当事者とならないのはなぜか、県の方に回答を求めています。お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

今回の安全協定について当事者の問題、あと立会人とするのかということにつきましては、様々な場で県議会であるとか原子力政策懇話会などで様々御意見をいただいているところがございます。この協定につきましては備蓄センター周辺地域の安全確保等を目的としたものでございます。使用済燃料の輸送も含め施設を有するRFSの安全履行に関する責務を定めたというものでございますが、我々の中では様々な過去の経緯も含めたロジック、要は原電、東電の立場というものについては責任を持っているものと認識してございますが、そのアウトプットの部分がどうもわかりづらいというような御指摘しているのを聞いてございますので、そこについてはよくよく考えて進めていくような形を今ちょっと議論をしているところがございます。

【司会】

それでは次の意見に移らせていただきたいと思います。

安全協定案では、「貯蔵建屋の使用期限は使用開始の日から50年間、使用済燃料の貯蔵期間を搬入した日から50年間とする。ただし、容器の貯蔵期間の満了前に建屋の使用期限が到来した場合にあっては、建屋の使用期限の到来をもって容器の貯蔵期間は終了する。さらに、貯蔵の終了までに備蓄センターから搬出する」としている建屋の使用期限と容器の貯蔵期間は明記しているのに、最も肝心の搬出先が明記されていないのはなぜか。

はっきりと具体的な内容での安全協定ならまだしも、搬出先も明らかにされず、福島第一原子力発電事故のように、一企業で対処できないような事故や損害賠償の対応に関し、最終的にどこが責任を持って対処するかなど不透明なところが多く、先が見通せない状況での協定締結はすべきではありませんという意見と質問でございます。

最も肝心の搬出先が明記されていないのはなぜか、県の方で回答を求めています。お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

先ほどの御説明の中でも少し触れさせていただきましたが、今回のこの協定の4条に書かれている文言は、平成17年に県、むつ市、そして東京電力株式会社、日本原子力発電株式会社の間で締結した立地協定、こちらに記載されている内容と同じ内容でございます。

その搬出先についてでございますが、国の方から先ほど御説明のあったとおり、そのとき稼働している再処理工場に搬出されるという旨の説明がされているものと認識してございます。

【司会】

それでは次の御意見に移ります。

まず、核燃料税など県議会で決定してしまってから説明会では、ガス抜きではないのか。という御意見と、安全協定書は備蓄センターではなく、東京電力ホールディングス株式会社と日本原子力発電株式会社と締結すべきではないかとの質問が県に来ております。お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

安全協定でございますが、繰り返しの部分が出てしまいますが、これ自体は施設周辺地域の住民の安全確保などに関する権利義務等を関係者の間で合意しているものでございます。

その取組みを担保して県民の安全担保を図るという意味にあっては核燃料物質等取扱税の改正とは、異なる形と我々は認識しているところでございます。



【司会】

それでは次の御意見に移ります。

核燃料税改正案が提出され、可決されたが、安全協定案について知事が判断し、協定を締結した後に核燃料税を提案すべきではないか。

核燃マネーが優先し、安全が後になったというのは、安全軽視ではないのか。金さえ積み上げれば青森県はどうにでもなるという誤ったイメージを国、事業者に与えることになるのではないのか。こちらにつきまして県の方から回答をお願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

質問の趣旨は核燃料税の提案されているタイミングとの問題だと思っております。こちら使用済燃料中間貯蔵事業者の貯蔵計画、そして安全協定の手続の進捗、こういったものを踏まえた上で、税条例の施行の手続きの中で総務大臣への同意というものも必要だということを、この条例を持っている部署での御判断と受けて止めてまいります。申し訳ございません。今日核燃料税担当がいないので私から御説明させていただきました。

【司会】

それでは次の質問に移らせていただきます。

キャスクについて設計者は誰なのか。製造を行っている会社は、同様のキャスクを海外では使用しているのか。キャスクに入れたままの状況で最長何年間保管できるのか。教えていただきたいということで、こちらについてはリサイクル燃料貯蔵株式会社への質問です。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

リサイクル燃料貯蔵でございます。

キャスクの設計者ということでございますけれども、設計製造ということで、当社の今回柏崎刈羽原子力発電所から持ってくるキャスクにつきましては日立GE社の方で製造をしております。

それから、同様のキャスクを海外では使用しているのかということでございますけれども、キャスクにつきましては同じような形のキャスク、こちら海外の方でも使用しております。このキャスクに入れたままの状況で最長何年間ということでございますけれども、海外の実績ですと40年ぐらいまでの他の実績の方であると聞いてございます。ただ設計上、弊社のキャスクは一応最長50年貯蔵することを前提としましてその前後の輸送期間を含めまして、60年間は安全性が保たれるというような形での設計の方をしております。以上でございます。

【司会】

それでは次の御意見に移ります。

50年保管するキャスクはできているのか。最初に運び込むキャスクは、輸送用の中古と聞くと聞か、こちらにつきまして引き続きリサイクル燃料貯蔵株式会社お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。お答えいたします。最初に運び込むキャスクにつきましては今御説明したとおり、今既に柏崎刈羽原子力発電所の方に日立GE社製のキャスクの方を1基既に搬入しております。中古キャスクで大丈夫なのかという御質問でございますけれども、このキャスクが作られた時からある程度期間経ってるんですけども10年ごとに品質大丈夫かということで、こちら規制庁さんの方に申請をして審査の方を受けて認可の方いただいているという手続きをとっておりますので、期間が過ぎている中古という形で御質問ありましたけれども、期間が過ぎて

いるから危ないということではなくて、安全性の方は担保されていると考えてございます。

**【司会】**

それでは次の御意見に移ります。

キャスクの処理フローについて、もう少し詳しく、できれば反応とかも含めてという、ちょっと御質問がありました。

こちらにつきましては、リサイクル燃料貯蔵株式会社の方への質問でございます。

**【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】**

すいません、キャスクの処理フローというのがちょっと私の方で理解できないんですが、もし…。

**【司会】**

書いているのが、このワードしかございませんので、キャスクの処理フローという形で、そのまま読ませていただきました。

**【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】**

なるほど。一応、キャスクにつきましては柏崎刈羽の例をとりますと、日立GE製でございますので、工場でキャスクが完成しますとその状態で発電所の方に搬出をいたします。発電所の方で具体的な燃料装荷を行った後に弊社の方に運び入れを行います。弊社の方で最長 50 年貯蔵いたしまして、その貯蔵後は再び東京電力ホールディングスのほうに引き渡しを行って東京電力ホールディングスの方から、その時に稼働している再処理工場の方に運び込みを行うと、そういったようなフローになります。

**【司会】**

それでは次の御意見に移ります。

リスクマネジメントについては承知しました。施設の立地及び県の気候特性上、北東の風が吹く時期にインシデントが発生した場合の被害想定や、対策、補填措置について考えているのか。

仮に陸奥湾に放射性物質が混入した場合、水の入替わりに、西側は約 1 ヶ月、東側は 2 ヶ月から 3 ヶ月要する。というような質問でございます。こちらにつきましては、リサイクル燃料貯蔵株式会社と原子力規制庁への質問でございます。

お願いいたします。

**【リサイクル燃料貯蔵株式会社 篠田技術安全部長】**

リサイクル燃料貯蔵技術安全部長の篠田と申します。私どもから回答申し上げます。

キャスクにつきましては、この閉じ込め機能というものが重要な機能となりますが、この閉じ込め機能が守られている、維持されているということは、キャスクの蓋が二重になってございまして、この二重の蓋の間の圧力を大気圧より高い状態、キャスクの燃料が入っている中を大気圧より低い状態ということで、この圧力を監視することでこの閉じ込め機能が維持されているということを 24 時間 365 日モニタリングするということになります。

仮にキャスクに事故が起こった場合として懸念されるのが、例えば私ども仮想的な大規模津波と、青森県の津波想定を 2 倍を想定してございましてけれども、その場合に上から例えば建屋の天井クレーンか何か、そういう金属が落下したときにキャスクの胴に当たって、キャスクの胴部が損傷してその遮へい機能。放射線を遮へいする機能が劣化する場合が想定されます。

ですので私どもの施設からは放射性物質が放出されるということではなく、放射線、この放

射線の遮へいが劣化して線量が高まるというようなことが事故としては想定されます。

ですので御質問にありますような、放射性物質が放出される場合には風向きによってどの方向に放射性物質が拡散するかということに気にするわけですが、放射線ということですので風向きによって大きな影響が出るということではございません。

以上になります。

【司会】

それでは原子力規制庁、お願いいたします。

【原子力規制庁 田中管理官補佐】

原子力規制庁です。

ただいまRFSから説明がありましたようにRFSの施設というものは、いわゆる使用済燃料の中間貯蔵施設ということで、堅牢な輸送容器であります金属キャスクに使用済燃料が収納されているという施設ですので、放射性物質が異常な水準で放出されるような事故が発生するリスクというものは小さいと我々も考えています。以上です。

【司会】

それでは次の御意見に移らせていただきます。

福島原発事故のとき、想定外のことが起こったと言われました。リサイクル燃料備蓄センターで想定される最悪のシナリオとはどんな状況でしょうか。その際の被害影響について教えてください。ということで、リサイクル燃料貯蔵株式会社への質問です。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

お答えいたします。事故に関しまして、事業許可上におきましては、貯蔵期間中に基本的に安全性能に影響を及ぼす可能性のある事象を抽出評価した結果、公衆に放射線被ばくのリスクを及ぼす事象の発生ということは想定されておりませんので評価すべき設計の最大事故というのではないということでございます。

ただ評価にあたっては、今技術安全部長の方から説明したように万が一津波が襲来して、仮想的な大規模津波ということで23メートルなんです、そうしますと敷地が16メートルでござい、7メートル浸水するような形にございます。その7メートルで貯蔵建屋の一部が津波に襲われて建屋の一部が損壊しまして、鉄骨が金属キャスクに落下した場合、そういった仮定に当たって評価をいたしましたけれども、その場合でありまして放射性の遮へい機能というのが若干劣化するということなんですけれども、敷地境界線上で1ミリシーベルトを超えるような線量には達しないということで閉じ込め機能は維持されるということは確認してございます。以上でございます。

【司会】

それでは次の御意見に移らせていただきます。

全量再処理の方針は消えたのか。第二再処理工場はどうなったのか。高速増殖炉もんじゅが核燃料サイクルの中心であったのに、消えてしまった。MOX燃料で核燃料サイクルと言えるのかという御意見でございます。経済産業省への御回答を求めています。よろしく申し上げます。

【経済産業省資源エネルギー庁 皆川課長】

経済産業省でございます。

まず全量再処理の方針が消えたのかというところでございますけれども、使用済燃料を再処

理しまして、回収されるプルトニウムを有効利用するという核燃料サイクルは、国の基本的方針として推進するというを国のエネルギー政策の基本的方向性を示すエネルギー基本計画において、初回の策定となる平成 15 年以降、一貫して明確に位置づけてきているというものでございまして、この方針を見直すということは考えてございません。

続きまして、第二再処理工場というところでございますけれども、こちら六ヶ所再処理工場に続く再処理施設のあり方というところにつきましては、今後の六ヶ所再処理工場の稼働状況や原子力発電所の稼働状況と見通し、これを踏まえた核燃料の需要量や使用済燃料の発生量などを総合的に勘案しまして、引き続き検討していくということとしてございます。

続きまして、核燃料サイクルと高速炉のところでございますけれども、当面目指す姿は六ヶ所再処理工場を中心とした軽水炉サイクルでございます。一方で将来の目指す姿としまして、高速炉サイクルということ想定して、現在取り組みを進めてございます。具体的には、一昨年の 12 月には原子力関係閣僚会議という会議を開催しまして、高速炉開発の戦略ロードマップを改定しまして、今後の研究開発の方針ということで、有望な炉概念、技術であるとか、あとはプロジェクトの中核となる企業の選定といった取り組みを進めまして、必要な予算措置も進めているところでございます。今後ともこの研究開発、そして実証の実現というところをしっかり取り組んでいくというような方針で進めてございます。私からは以上でございます。

**【司会】**

それでは次の御意見に移らせていただきます。

トイレなきマンションと言われる原発の状況は、いつ解消されるのか。トイレができないのに許可するのはおかしいという御意見も一緒に添えてございます。こちらにつきましても経済産業省への御質問でございます。お願いいたします。

**【経済産業省資源エネルギー庁 皆川課長】**

経済産業省でございます。

御指摘の高レベル放射性廃棄物の問題というのは、原子力に対する国民の皆様の懸念の 1 つであると認識してございます。

これは将来世代に負担を先送りしないように我々の世代で解決に向けた対策を確実に進めることが必要でございます。現在全国 3 地域で文献調査の実施ということをさせていただいてございますけれども、この最終処分法に基づきます調査やあるいはこの建設といったことに要する期間というところは、具体的な立地地点の状況や規制の審査の状況等々の要因に左右されるということも想定されますので、調査期間には幅があると認識してございます。

一方で、この文献調査の実施地域の拡大というようなことにも取り組んでございまして、昨年 4 月には特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針というものを改訂いたしまして、全国の自治体を戸別訪問する全国行脚などの取組の強化も行っているというようところでございます。

引き続き最終処分の実現に向けて政府一丸で、かつ政府の責任でしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。以上です。

**【司会】**

それでは次の御意見にさせていただきます。

再処理工場特有の難しさがあると説明したが、その結果が着工から 31 年経っても操業が見通せない。27 回目の延期は確実だと言われている。今回の中間貯蔵は、再処理するためではなくトイレなきマンション、原発のフン詰まり対策としか思えない。果たして、再処理工場は動くのか。年 800 トンウランを安定して処理できるのかという御意見でございます。経産省から回答を求めています。よろしく申し上げます。

**【経済産業省資源エネルギー庁 皆川課長】**

経済産業省でございます。

国の基本の方針といたしまして、この核燃料サイクルを推進していくというようなところは、先ほども御説明いたしましたとおり、エネルギー基本計画策定以降、一貫して明確に位置づけてきておまして、この方針を見直すというようなことは考えてございません。

そういった計画の基本的な方針の前提としまして、核燃料サイクル政策の一環としまして、中間貯蔵施設の建設や活用を推進するとエネルギー基本計画の中で明記してございます。当然ながら同施設に貯蔵した使用済燃料全てを搬出するという時点においても、この再処理施設を稼働させて再処理を行っていくというようなことを想定してございます。

この御指摘の六ヶ所再処理工場特有の難しさというようなところでございますけれども、現時点で規制審査を進めているというような状況にあり、物量が非常に多いといったことや、一品ものであるといった難しさに対応するために、これはオールジャパンでの体制作りというようなところを政府も一緒になって考え、一緒になって指導をいたしまして、それで体制を作って、今対応してきているというような状況でございます。

加えまして、この稼働というような段階も見越して、日本原燃株式会社の方で人材育成というようなことで、フランスへの従業員の方々の派遣ということで、稼働実績で先行するフランスでの知見を学ぶというような取り組みもされていると承知をしてございます。

こういったところの取組を通じまして、核燃料サイクルの中核であります六ヶ所再処理工場のしゅん工及び安定的な稼働ということをしかりと国全体として実現してまいりたいと考えてございます。以上です。

**【司会】**

それでは次の御意見に移ります。

再処理できず、搬出することも未定の状態で50年の搬出は難しいと思う。それでも50年以内に搬出するという根拠は何でしょう。こちらについては、東京電力ホールディングス株式会社への質問でございます。お願いいたします。

**【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】**

東京電力の宗でございます。

先ほど、お話のあるとおり、我々今中間貯蔵の後、50年以内に確実に搬出をして、その搬出後の使用済燃料はその時点で稼働している再処理工場でしかりと処理をしていきたいと考えております。これにつきましては使用済燃料を再処理して有効利用する原子燃料サイクル国の基本の方針としてエネルギー基本計画に示されております。こうした基本国の方針にも沿って、RFSからの搬出時においても必要な再処理工場の稼働が確保されるものと承知をしております。これは国の方も同様の見解だと認識をしております。こうしたことをしかりと確実に進めていくためにも、当社としましても引き続き原子燃料サイクル政策にしかりと協力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

**【司会】**

それでは次の御意見に移ります。

50年保管後どこへ搬出するのか、こちらにつきましては東京電力ホールディングス株式会社と日本原子力発電株式会社への質問でございます。お願いいたします。

**【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】**

東京電力の宗でございます。

今のお答えと重複しますが我々50年以内に全ての使用済燃料搬出をしていくというこ

とで、その搬出後はその時点で稼働している再処理工場に搬出をして処理をしまいたいと考えております。以上でございます。

**【日本原子力発電株式会社 牧野取締役副社長】**

日本原子力発電の牧野でございます。

重ねて御説明申し上げることになりますが、R F S の中間貯蔵施設に搬入した使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに搬出時に稼働している再処理工場に搬出し、処理をまいります。引き続き私どもはこの点につきまして、協力をしてまいります。

**【参加者】**

50年後に本当にあるんですか。

**【司会】**

本当に熱い思いで、本当に御意見ありがとうございます。それでは次、引き続きちょっと御意見の方披露させていただきたいと思っておりますし、しばらくお待ちください。

それでは次の御意見でございます。子供や孫に対し恥ずかしいと思わないのか。問題を先送りし、負の遺産を残し、迷惑をかけることについてということで、御意見がございました。こちらにつきましては県の方からお願いいたします。

**【青森県 坂本環境エネルギー部長】**

使用済燃料の中間貯蔵事業また、あるいは核燃料サイクル政策そのものに対する県の考え方という御質問と理解いたしましてお答えいたします。県といたしましては、電力の安定的かつ安価な供給、脱炭素社会実現のためには安全の確保を大前提とした原子力発電や核燃料サイクルは必要なものと考えております。

これまで安全確保第一義に地域振興に寄与することを前提といたしまして、原子力施設の立地に協力してきており、引き続き県民の安全確保を第一に適切に対応してまいります。以上です。

**【司会】**

それでは次の御意見に移ります。

リサイクル燃料貯蔵燃料備蓄センターに係る安全協定について同協定を締結しなくても事業を進めることはできますか。協定書案はどこでどのように作られたのでしょうか。同協定書案の第4条(3)に記載の搬出先はどこになるのでしょうか。まずR F S からお願いいたします。

**【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】**

リサイクル燃料貯蔵です。お答えいたします。

安全協定締結しなくても事業を進めることができますか、ということなんですけども、安全協定につきましては周辺地域の住民の皆様の安全の確保ですとか、環境の保全ということを目的に締結するものでございますので弊社といたしましては安全協定の締結後に実際の燃料の運び込みの方を行いたいと考えてございます。それから協定書につきましては、これは県、市、御当局と弊社の方で御協議させていただいて、今回お示した案の方を策定したということでございます。それから搬出先につきましては、度々御質問で出ておりますけれども、その当時稼働している再処理工場に運び出すということを認識してございます。以上でございます。

**【司会】**

それでは続きまして、同協定の法的な拘束力はあるのでしょうか。こちらについては県の方への質問でございます。お願いいたします。

**【青森県 豊島危機管理局長】**

ありがとうございます。法的な拘束力のお話でございます。安全協定でございますが、こちら県とむつ市、そしてR F Sとの間で合意した契約だと認識してございます。従いまして安全協定に記載した内容につきましては、それぞれがその内容を履行する必要があると考えているところでございます。以上でございます。

**【司会】**

それでは引き続き同協定を締結するという事になったときは、国は締結当事者にならないのでしょうか。ならない場合はその理由を御教示くださいということで、経済産業省への質問でございます。お願いいたします。

**【経済産業省資源エネルギー庁 皆川課長】**

経済産業省でございます。

今回の安全協定案においてR F Sが締結の当事者、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社が立会人という形になってされているということは、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社両社が平成 17 年に青森県及びむつ市と立地協定を締結した当事者、またR F Sの親会社として、同社が安全協定の各項目を遵守するように責任を持って指導助言をする立場にあるということを受けたものであると承知してございます。国はこうした両者とは立場が異なるというようなことで、今回のような整理にされてなっているものと私ども理解をしております。

一方で、今回の協定の御趣旨であります、安全の確保といったところにつきましては、私共も事業所管、エネルギー政策を所管するというような立場から、原子力利用というのは安全確保ということが第一優先であると考えてございまして、そういった立場から事業者に対しまして原子力規制委員会の監視のもとで安全確保を第一にしっかりと取り組んでいくよう今後とも指導してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

**【司会】**

それでは次の御意見に移ります。

日本が使用済燃料の再処理を断念した場合、使用済燃料は、核燃料ではなく、高レベル放射性廃棄物になるのかという御意見でございます。経済産業省の方から御意見を求めています。

**【経済産業省資源エネルギー庁 皆川課長】**

経済産業省でございます。

使用済燃料を再処理しまして回収されるプルトニウムを有効利用するという核燃料サイクルは、国の基本方針として一貫して明確に位置づけてございまして、この方針を見直すということは考えてございません。

このため、この中間貯蔵施設において貯蔵された使用済燃料については、それを全て搬出する時点においても、再処理施設を稼働させて再処理を行うといったことを想定しているということでございます。以上でございます。

## 【司会】

はい。それではあとこちらの方に来ているのが、まず会の運営についての質問が1つ来てございます。こちらについては時間の関係もありますので私の方から御紹介させていただきながら回答させていただきます。今回の説明会の開催について、県民の意見を聞こうとしているのか疑問です。平日の日中参加できる人は限られます。50年という保管のことや将来のことを考えたら、若い人たち中高生にも説明をし、意見を求めるべきだと思います。その計画対策は検討中、検討しているのか、土日や学校とか考えているのかという質問でございます。

こちらにつきましては、開催の曜日設定につきましては、様々な御意見があると思いますが、多くの県民が参加していただけるよう、開催の1ヶ月前にはスケジュールを公表し、また今回、動画による配信を行うなど、十分に配慮した結果の設定となっております。ということでございます。

あとその他ですね、まず反対意見としてあと5枚来ておりますが、御紹介させていただきます。議論があまりにも拙速すぎる。サイクル事業は破綻している。次、未だ完成しない六ヶ所再処理工場が搬出先として、その時稼働している再処理工場に入るとしたら、これは考え直してほしい。市民にわかる言葉で安全性を説明する努力をすべきだ。50年後の搬出すら示すことができない中間貯蔵には反対である。中間貯蔵を受けるのには反対ですという声が5つございます。

あと賛成としてきているのが1枚ございます。日本が必要とする全エネルギーを原子力発電で作った電気、その電気から作った水素やアンモニア、e-メタンなどを供給すれば、日本は20年間エネルギー資源の輸入が不要となる。そのような大きな貢献を青森が担えるのだ、という誇りを持つべきだし、日本中から感謝されるべき立場であるということを強調したいという賛成意見が届いてございました。

ということでいただきました全ての御意見につきましての御紹介は終了させていただきます。

まだ若干ではございますが、時間がございますので、口頭での意見を伺う時間にさせていただきます。まず進めるに当たりましては3つお願いがございます。

1つ目は、意見は今回の議題であるリサイクル燃料備蓄センターに関することをお願いいたします。2つ目、より多くの方に発言をいただきたいということから、お一人当たり3分とさせていただきます。1分前と3分経過しましたら、このボードでお知らせしますので、時間厳守をお願いいたします。あと、おそれ入りますが、意見に際しましては、差し支えなければ、お住まいの県内の市町村、またはお名前などお話しいただいた上で、御意見をいただければと思います。まず、御意見のある方は挙手していただき、私の方で当てさせていただきます。スタッフがマイクをお持ちしますので、マイクを通して発言をお願いします。時間としては、あと15分ぐらいしかございませんが、そのように進めさせていただきたいと思います。それでは御意見のある方は挙手願います。

それでは3列目の白いワイシャツを着ている方お願いいたします。

## 【参加者】

県の方に、これやっぱり申し上げたいんですけれども、青森市のイマムラです。国が言う話に対してですね、50年後に、動いている再処理工場と、こういう話に、そんな話じゃなくてもっと具体的に説明しなさいとこういうのが県民の立場に立つ人たちの発言じゃないんですか。それをそのまま鵜呑みにするというやり方は、これ県民の立場に立っていないと思います。そういう点では、国が言う話に対して、それはおかしいよ、絵に描いた餅は駄目ですよと、具体的にはこれです。こういう答えを引き出すのが県の役割だと思います。そのことがなされていない。

それから安全協定は、中間貯蔵センターは倉庫貸ですね。置く場所を貸すだけなんですよ。



その人と安全協定を結んで、その効力はできますか。やっぱり所有者である東京電力、あるいは原子力発電と結ぶのが普通じゃないですか。置く場所を貸した方に、安全協定を結んで、それが安全協定なんですっていう話は、これやっぱりちょっとおかしいと思います。2点だけお話しします。

**【司会】**

貴重な御意見ありがとうございます。それでは次の方いらっしゃいますでしょうか。  
はい。それでは3番目の今グレーのスーツを着ている方お願いいたします。

**【参加者】**

青森市浪岡のコムラカズオと言います。私がこの原発、核燃に反対する一番の大きな理由っていうのは、金をばらまく、さらには、権力と一体となって進める、そして選挙に全社ぐるみで介入すると、こういうやり方をずっと見てきました。安全ならば、こういうことは必要ないと思うんですが、こういうやり方に私は不信を持って卑劣なやり方だと、そういう思いを持っています。

今回、宮下県政の下で、先に核燃税の条例の改正案を決めて、それから安全協定の議論を今行っている。順序が逆ではないか。それに対して答弁は、税の担当者がいないのという話でありましたけれども、先に知事が安全だという判断をして、それで税金をかけましょうというんだったらまだ話がわかるんです。こういうやり方でしたら、いっそのこと、最終処分地を誘致した方が10万年間、県の方に原子力マネーが入ってくるわけですから、こういう考え方の延長線上に私どもはヘタをすれば、最終処分地というものに、青森県がなびいていくのではないかと、そういう恐ろしさを持って、50年後この中間貯蔵に運び込まれる。核燃、使用済燃料はどうなるのかというのに興味を持っているわけです。このことが、事実上の最終処分地に繋がっていくのではないかと、そういう思いから質問しているわけでありますので、この点に関して順序が逆ではないか、ヘタをすれば、最終処分地に繋がっていくのではないかということでもあります。

もう1点は、キャスクの問題ですが、私どもの仲間内でも急に浮上してきました。放射線漏れ事故がないと言って進めたのが原船むつであります。ちょうど50年経ちました。今、また、むつ市に288体のキャスクが運ばれようとしています。あの時も安全だ、小型原子力だ、という話であったんですが、今回もそういうことを強調しています。しかし、事故が起きたらどうするのか。あそこの貯蔵施設で、それを防ぐことができるのか、直すことができるのか、それとも柏崎刈羽に持っていくのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

**【司会】**

はい。貴重な御意見ありがとうございます。こちらについて県の方でお願いします。

**【青森県 豊島危機管理局長】**

はい。私の説明不足だったのかもしれませんが。今御議論いただいている安全協定の話そして核燃税の話そもそもそれぞれ目的が違うということもございます。安全協定に関して、すいません、核燃税について申し上げますと、これから総務省の方の同意も得る必要がありますし、それを踏まえた最終的な施行と流れてまいりますので御質問のあったような、国の方向性に寄り添った形でいくことをやっているということではございませんので御理解いただければと思います。

**【青森県 坂本環境エネルギー部長】**

最終処分地に関わる御質問についてお答えいたします。中間貯蔵施設はその最終処分場にはならないということにはなりますけれども、最終処分場になるのではないかとということで高レベル放射性廃棄物について申し上げれば、あくまでも一時貯蔵を前提として原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受託したものであると、本県を最終処分地にしないことにつきましては、国から青森県を最終処分地にしない旨の確約は今後とも引き継がれていくとした文書を得ており、また事業者との間で、貯蔵期間終了時点でそれぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させることを定めた安全協定を締結していること、各電力会社から確実に青森県外に初搬出する旨の確約文書を得ていることに加えまして、核燃料サイクル協議会において、昨年度の核燃料サイクル協議会におきましても、国、事業者に対しその遵守を確認したところであります。青森県を最終処分地にしないという国と事業者、県の方針を明確であると考えております。

**【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】**

リサイクル燃料貯蔵株式会社でございます。

キャスクの安全性について御説明申し上げます。キャスクの構造につきましては先ほども御説明させていただきましたが、二重の蓋で閉じられております。使用済燃料が入っている部分につきましては通常の気圧よりも低い、負圧といたしますけれども0.8気圧に保たれておりまして、一次蓋と二次蓋の間は逆に4気圧という形のいわゆる外から閉めるような形での高い気圧でヘリウムガスを入れております。こちらにつきましてはセンサーをつけまして、その気圧がちゃんと保たれるかどうか、これキャスク1基ごとに全部センサーをつけましてそちらで監視の方をしております。万が一センサーの値に異常があった場合には、当社の方で当該キャスクの方の検査を行うこととなります。通常考えられるのは、キャスクの蓋を閉じている、いわゆる繋ぎ目部分ですね、こちらはガスケットといたしまして、いわゆるパッキンと考えていただいてもいいかと思うんですが、金属製のガスケットをつけてございますので、このガスケットに何らかの異常が生じた場合というのが考えられます。まず二次蓋のガスケットにつきましては当社の方で試験的な検査できますので確認をさせていただきます。もしそこで異常があれば、二次蓋のガスケットの交換は当社の方で行うような形となります。万が一、その二次蓋のガスケットを交換しても異常が解消されない、あるいは二次蓋のガスケットは問題ないということになりますと、一次蓋のガスケットに異常があるということになりますので、この場合につきましては搬出元の今回で言えば東京電力になりますけれども、そちらと搬出も含めて対応については協議していくと、そのような流れになってございます。

**【司会】**

そろそろ終了時間が近づいておりますので、あと1人、それでは緑の服の方お願いいたします。

**【参加者】**

青森市のササダタカシと申します。資源エネルギー庁の方に御質問をします。日本の核燃料サイクル政策っていうのは基本政策であるので、変更することはないと断言されましたけれども、仮に近い将来、政権が変わって、その政権を担う政党が核燃料サイクル政策は断念をすると、そうした場合、資源エネルギー庁はその政権に対して断固として基本政策を守るというふうにお答えになるんですか。そこを聞きたいと思っております。

**【司会】**

それではよろしくお願いいたします。

**【経済産業省資源エネルギー庁 皆川課長】**

資源エネルギー庁でございます。

政権、政治の状況について、私ども政府の立場から何か申し上げることは、恐縮ながら立場として差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、この核燃料サイクル政策につきましては、平成 15 年の初回のエネルギー基本計画以降一貫して位置づけてきたというようなところでもありますし、私ども次期のエネルギー基本計画というところの議論、まさに始めているところでございますけれども、ここでもしっかりと位置づけるべく議論を進めていくというような方針で臨んでいるというような状況でございます。

今後ともしっかりと核燃料サイクル、この確立に向けてということで動いていくということが、国の基本の方針というようなところでございます。以上でございます。

**【司会】**

それでは会場の方よろしいでしょうか。それではないようでございますので、これで御意見を伺う時間の方は終了させていただきたいと思っております。

皆様本当に円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございます。これにて本日の説明会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中御参加いただきましてありがとうございます。